

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第101号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

屋外広告物法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い屋外広告業の登録制度を設けるとともに、京北町の区域の編入に伴う屋外広告物等の規制等に係る経過措置を定める等の措置を講じることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 屋外広告業の登録制度

(1) 登録

ア 本市の区域内において屋外広告業（法第2条第2項に規定する屋外広告業をいいます。以下同じ。）を営もうとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならないこととします。

イ 登録の有効期間は、5年とします。更新の登録についても、同様とします。

(2) 登録の申請

登録を受けようとする者（以下「登録申請者」といいます。）は、必要な事項を記載した申請書及び添付書類を市長に提出しなければならないこととします。

(3) 登録の実施

市長は、(2)の申請があったときは、登録を拒否する場合を除き、申請書に記載された事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないこととします。

(4) 登録の拒否

市長は、登録申請者が次のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないことと

します。

ア 登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの

イ 屋外広告業を営む法人が登録を取り消された場合において、その取消しがあった日前30日以内に当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの

ウ 営業の停止を命じられた者で、その停止の期間が経過しないもの

エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

オ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人で、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

キ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(5) 変更の届出

本市の区域内において屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」といいます。）は、申請書に記載した事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(6) 廃業等の届出

屋外広告業者が廃業等をしたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(7) 業務主任者の選任

屋外広告業者は、本市の区域を所管する営業所ごとに、業務主任者を選任し

なければならぬこととします。

(8) 標識の掲示

屋外広告業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名）、登録番号等を記載した標識を掲げなければならぬこととします。

(9) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関し必要な事項を記載し、これを保存しなければならぬこととします。

(10) 登録の取消し等

市長は、屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

ア 不正の手段により登録を受けたとき。

イ (4)のイ又はエからキまでのいずれかに該当することとなったとき。

ウ 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反したとき。

(11) 手数料

登録申請者は、申請の際に1件につき、10,000円の手数料を納入しなければならぬこととします。

(12) 罰則

ア 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者等に対し、懲役刑又は罰金刑を科することとします。

イ 1(5)の届出をしなかった者等に対し、罰金刑を科することとします。

ウ 1(6)の届出をしなかった者等に対し、過料を科することとします。

2 車両等に表示する屋外広告物又は車両等に設置する掲出物件の許可に係る手続

の見直し

市長の許可を受けた車両等に表示する屋外広告物又は車両等に設置する掲出物件で、面積が15平方メートルを超えるものの規模、形態又は意匠の変更のうち市長が定める変更に係る許可については、京都市美観風致審議会の意見を聴かなくてもよいこととします。

3 その他

- (1) 1 に関し必要な経過措置を定めます。
- (2) 京北町の区域の編入に伴う経過措置を定めます。
- (3) 文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整備します。

上記1及び3(1)の改正は平成17年7月1日から、上記2並びに3(2)及び(3)の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第101号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第50条」に改める。

第5条第1項第1号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第6条第1項第2号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第34条の5第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「許可」の右に「（別に定める変更に係る同項の規定による許可を除く。）」を加える。

第35条及び第36条を次のように改める。

（屋外広告業の登録）

第35条 本市の区域内において屋外広告業（法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）を営もうとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の登録について準用する。

5 第3項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第36条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 営業所ごとに選任される法第10条第1項第3号に規定する業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第36条の3各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他別に定める書類を添付しなければならない。

第36条の次に次の10条を加える。

(登録の実施)

第36条の2 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、速やかにその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第36条の3 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第36条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第36条の11の規定により登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (2) 屋外広告業を営む法人が第36条の11の規定により登録を取り消された場合において、その取消しがあった日前30日以内に当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第36条の11の規定により営業の停止を命じられた者で、その停止の期間が経過しないもの
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人で、その役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があ
るもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(変更の届出)

第36条の4 本市の区域内において屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）は、第36条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1

項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

- 3 第36条第2項及び第36条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第36条の5 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第36条の6 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 法人が分割により屋外広告業を承継させたとき その法人
- (6) 本市の区域内において屋外広告業を廃止したとき 屋外広告業者であった者

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第36条の7 市長は、登録がその効力を失ったとき、又は第36条の11の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の選任等)

第36条の8 屋外広告業者は、本市の区域を所管する営業所ごとに、次に掲げる者

のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、都道府県、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市又は同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了した者
- (3) 広告美術科に係る職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者、広告美術仕上げに係る同法に基づく技能検定に合格した者又は広告美術科若しくは広告美術仕上げ科に係る同法に基づく公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行わなければならない。

- (1) この条例その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第36条の10に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

3 本市が開催する講習会には、次に掲げる課程を置くものとする。

- (1) 屋外広告物及び掲出物件に係る法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物及び掲出物件の施工に関する課程

(標識の掲示)

第36条の9 屋外広告業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名）、登録番号その他別に定める事項を記載し

た標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第36条の10 屋外広告業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関し別に定める事項を記載し、これを別に定める期間保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第36条の11 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 不正の手段により第35条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第36条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

第37条の見出し中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改め、同条中「本市の区域内において屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改める。

第38条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第35条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、申請の際に1件につき10,000円の手数料を納入しなければならない。

第40条各号列記以外の部分中「の各号」及び「当該各号に規定する行為に関し」を削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 屋外広告業者

第41条第1項本文中「又は特定屋内広告物」を「若しくは特定屋内広告物」に、「又は建築物等」を「若しくは建築物等又は屋外広告業者の事務所若しくは営業所」に改める。

第49条中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第36条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第36条の9の規定による標識を掲げない者
- (3) 第36条の10の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第49条を第50条とする。

第48条中「前3条」を「第45条から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第49条とする。

第47条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「又は第36条第1項」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第48条とする。

第46条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 第36条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第36条の8第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第8章中第44条の次に次の1条を加える。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条第1項又は第3項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第35条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第36条の11の規定による営業の停止の命令に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第34条の5の改正規定並びに附則第6項から第13項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(屋外広告業の登録に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市屋外広告物等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第35条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間（当該期間内にこの条例による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第36条の3の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第35条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 改正後の条例第36条の8及び第36条の9の規定は、前項の規定の適用を受けて屋外広告業を営んでいる者については、適用しない。
- 4 改正前の条例第35条第2項の規定は、第2項の規定の適用を受けて屋外広告業を営んでいる者については、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第36条第1項各号のいずれかに該当する者は、改正後の条例第36条の8第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 6 京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日。以下「編入日」という。）前の

旧町の区域内（以下「旧町区域内」という。）において編入日前に京都府屋外広告物条例（以下「府条例」という。）第4条又は第5条の規定による許可（以下「旧許可」という。）の申請を行った者であって、編入日までに許可又は不許可の処分を受けていないものは、編入日における京都市屋外広告物等に関する条例（以下「編入時の条例」という。）第9条第1項の規定による許可（以下「新許可」という。）の申請を行ったものとみなす。

7 京北町の区域の編入の際現に旧許可を受けて、表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件は、当該旧許可の有効期間が満了するまでの間は、新許可を受けて、表示し、又は設置しているものとみなす。

8 前項の規定の適用を受けている屋外広告物又は掲出物件（旧京北町手数料徴収条例別表に掲げる屋上広告物、アーチ広告物、広告塔の類、軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類に該当するものであって、編入時の条例第5条及び第6条第1項の規定に適合するものに限る。）で、編入時の条例第11条第1項に規定する許可基準（以下「新許可基準」という。）に適合しないものを、旧許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、又は設置しようとする場合における新許可の申請に対する許可の基準については、新許可基準を適用せず、府条例第12条の3に規定する許可の基準を適用する。

9 前項の規定の適用がある場合における新許可の有効期間は、編入時の条例第9条第3項の規定にかかわらず、3年とする。

10 旧町区域内において編入時の条例第7条第3項の規定により屋外広告物規制区域を指定し、これを告示した際、当該区域内において現に表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件で、新たに新許可を要するものは、編入時の条例第9条第1項の規定にかかわらず、当該告示の日から6月を経過する日（以下「表示・設置期限」という。）までの間は、引き続き、表示し、又は設置しておくことができ

る。

1 1 前項に規定する屋外広告物又は掲出物件を表示・設置期限の経過後、引き続き、表示し、又は設置することについて、当該表示・設置期限の経過前に新許可の申請があったときは、当該屋外広告物又は掲出物件は、当該表示・設置期限の経過後も、当該申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、引き続き、表示し、又は設置しておくことができる。

1 2 前項に規定する不許可の処分を受けた者は、当該処分を受けた日から3月以内に、当該処分に係る屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

1 3 編入時の条例第17条及び第18条の規定は、京北町の区域の編入の際現に旧町区域内において表示されている特定屋内広告物については、適用しない。

1 4 京北町の区域の編入の際現に旧町区域内において屋外広告業を営んでいる者（編入日前の本市の区域内において屋外広告業を営んでいる者を除く。）は、この条例の施行の日から9月を経過する日までの間（当該期間内に改正後の条例第36条の3の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第35条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

1 5 第3項の規定は、前項の規定の適用を受けて屋外広告業を営んでいる者について準用する。

（罰則に関する経過措置）

1 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都市計画局都市景観部都市景観課）